

令和元年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和元年 9月 6日 午前10：00

○散 会 午後 2：48

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 瓜生 望	5番 鈴木 斌次郎	6番 佐藤 敏雄
7番 鑑 仁志	8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎
10番 佐藤 義久	11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男
13番 堀井 克見	14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟
16番 大谷 貞廣	17番 児玉 春雄	18番 西村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤原 一成	副 市 長 栗山 隆昌
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 靖仁
市民生活部長 菅原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
産業建設部長 櫻庭 春樹	上下水道局長 渋谷 一春
教 育 部 長 鑑 孝子	農業委員会事務局長 児玉 正生
総 務 課 長 米谷 裕二	企画政策課長 千葉 秀樹
財 政 課 長 伊藤 貢	市 民 課 長 菅生 恵子
税 務 課 長 鈴木 学	社会福祉課長 筒井 弥生
長寿社会課長 伊藤 国栄	健康推進課長 櫻庭 輝雄
産 業 課 長 佐々木 涉	都市建設課長 菅生 司
上下水道課長 畠山 修	会計管理者兼会計課長 石川 学
学校教育課長 山田 敬輔	幼児教育課長 櫻庭 仁
文化スポーツ課長 鈴木 健二	天王公民館長 澁谷 豊
選挙管理委員会・監査委員事務局長 宮崎 久春	代表監査委員 渡邊 晋二

○議会議務局職員出席者

議会議務局長 門 間 正 博

議会議務局次長 児 玉 亮 悦

令和元年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和元年 9月 6日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員長〔視察研修報告〕、  
議会改革推進会議委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 6号 平成30年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 7号 平成30年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることにつ  
いて）
- 日程第 8 議案第46号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
（案）について
- 日程第 9 議案第47号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例（案）について
- 日程第10 議案第48号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）に  
ついて
- 日程第11 議案第49号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第50号 潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を  
定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第51号 潟上市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第52号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第53号 潟上市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正す  
る条例（案）について

- 日程第 1 6 議案第 5 4 号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号 潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 5 6 号 潟上市コミュニティセンター設置条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 5 7 号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 0 議案第 5 8 号 潟上市農村環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 1 議案第 5 9 号 潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 2 議案第 6 0 号 平成 3 0 年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 2 3 議案第 6 1 号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第 4 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 6 2 号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 6 3 号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 6 4 号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 6 5 号 令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 8 認定第 1 号 平成 3 0 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 2 号 平成 3 0 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 3 号 平成 3 0 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 1 認定第 4 号 平成 3 0 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 5 号 平成 3 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 6 号 平成 3 0 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 4 認定第 7 号 平成 3 0 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 5 認定第 8 号 平成 3 0 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 6 認定第 9 号 平成 3 0 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 7 認定第 1 0 号 平成 3 0 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 8 認定第 1 1 号 平成 3 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 9 認定第 1 2 号 平成 3 0 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 0 平成 3 0 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 4 1 予算決算特別委員会の設置について
- 日程第 4 2 予算決算特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 日程第 4 3 陳情第 1 1 号 森林・林業・木材関連施設の推進を求める要請書について
- 日程第 4 4 陳情第 1 2 号 市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情



午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、これから令和元年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番 鑑 仁志議員、8番 中川光博議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの20日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの20日間に決定致しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。7番 鑑 議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（鑑 仁志） 皆さんおはようございます。

私から、それでは議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は8月29日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

9月3日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に、予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、13日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算・決算以外の議案については各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算・決算議案については特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第6号から報告第8号については、本日の本会議にて報告、議案第46号の条例（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第47号から議案第51号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第52号及び議案第53号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第54号の条例改正（案）は、産業建設常任委員会へ付託、議案第55号及び議案第56号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第57号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第58号及び議案第59号の条例改正（案）は、産業建設常任委員会へ付託、議案第60号の単行案は、設置予定の予算決算特別委員会へ付託、議案第61号から議案第65号までの各会計の補正予算（案）については、同じく設置予定の予算決算特別委員会へ付託、認定第1号から認定第12号までの各会計の決算認定については、同じく設置予定の予算決算特別委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については5名の通告者がありましたので、9月10日の1日で終了し、11日は本会議を休会と致します。



抽選の結果、9月10日火曜日の1番目に12番藤原典男議員、2番目に4番瓜生 望議員、3番目に3番菅原理恵子議員、4番目に10番佐藤義久議員、5番目に15番小林 悟議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月13日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

行政視察研修の報告について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修については、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長から議長宛てに報告書が提出されております。各常任委員長より、報告書に沿って視察の概要について簡潔に報告をいただくことと致します。

議員派遣の件について申し上げます。

今年度の総務文教常任委員会の行政視察研修について、視察先・研修内容の調整が整いましたので、議員派遣の手続をするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） 次に、各常任委員会の視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容については簡潔に発言席にてご報告願います。

#### 【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（西村 武） はじめに、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 皆さんおはようございます。

それでは、社会厚生常任委員会行政視察研修報告を致します。

研修年月日 令和元年7月24日、25日、26日であります。

視察研修先 北海道小樽市、当別町、岩見沢市

研修委員としては、鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、小林悟、全員であります。

随行職員につきましては、議会事務局次長児玉さんをお願いしております。

それでは、研修内容について報告致します。

北海道小樽市、面積が243.83 k m<sup>2</sup>、人口11万5,632人であります。

研修テーマは、小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」についてであります。

研修内容。小樽市では、生活困窮者自立支援法施行に合わせ、平成27年4月1日から小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」を開設していて、生活困窮者が困窮状態からの早期の脱却を支援するため、包括的かつ継続的な相談支援等を実施しています。支援機関は、市・社会福祉協議会・事業所、三者の共同運営となり、想定とは異なるスタートでしたが、結果的には、それぞれの強みを持ち寄ることで幅広い相談に対応することが可能になったとのことであります。支援実績は大別して、①相談支援、②就労支援、③就労準備支援、④その他の取り組みに分かれて、それぞれ件数、男女、年代、相談内容別に分析されていました。

生活困窮者に対してのきめ細やかなサポートに関しては、今後、行政の役割として重要になると思われまますので、小樽市の先進的な取り組みは大変参考になりました。

次に、当別町、面積は422.86 k m<sup>2</sup>、人口が1万6,696人。

研修テーマは、当別町ファミリー・サポート・システムについてであります。

当別町のファミリー・サポート・システムは、育児の手助けが必要な人（利用会員）と、手助けができる人（協力会員）により会員組織をつくり、会員相互の信頼関係をもとに地域の人が家庭を支援していく仕組みであります。主に、保護者の悩みの軽減や、リフレッシュのための交流機会の充実を目的としております。

人口減少対策の一環として、子どもの育成に特化した支援事業を、福祉・保健・少子化対策に関するほかの計画と連携しながら、総合的な視野で支援を展開する事業計画とのことでした。

次に、岩見沢市、面積が481.1 k m<sup>2</sup>、人口が8万1,174人であります。

研修テーマ、岩見沢市健康増進計画について。

岩見沢市では、健康で生きがいのある生活を送るために、市民一人一人がライフステージに応じた健康づくりへの取り組みを進めるほか、市民や企業、団体、行政が一体となって取り組んでいくことが必要ということで、その指針として「健康増進計画」を策定しております。

「岩見沢市健康増進計画」は、平成27年度に始まっていますが、この計画を実行性のあるものとするため、計画策定時に設置した検討委員会や健康に取り組んでいる団体等で、健康課題の検証も進んでいるようであります。市民や企業、団体並びに行政が一体となった健康づくりの取り組みが、いかに健康寿命の延伸につながられるか注目したい

と思っております。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（西村 武） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の行政視察研修についてご報告致します。

研修の年月日は、令和元年7月24日、25日、26日です。

視察研修先は、岡山県赤磐市、香川県坂出市。

研修委員は、戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉。

随行職員として、議会事務局主席主査の石川保則さん。

研修内容ですけれども、最初に岡山県赤磐市。

市の概要は、赤磐市は平成17年3月7日に赤磐郡内の山陽町、赤坂町、熊山町及び吉井町が合併して誕生しました。赤磐市は岡山県の南東部に位置しており、東部には吉井川が流れ、中央部から南部の平野には市街地と田園地帯が広がり、北部は丘陵地となっており、豊かな自然と文化遺産に恵まれています。また、交通網の発達により都市的な環境整備が進んでおり、大規模住宅団地が岡山市のベッドタウンになっています。主要な産業は農業で、モモやブドウの産地となっています。面積は209.36 k㎡、人口は4万4,229人です。

研修テーマですが、あかいわ農業戦略について研修しました。

研修内容は、赤磐市は、県内でも有数の白桃・ブドウ等の果物や、朝日米や酒造好適米の「雄町米」の産地ですが、約10年で農家数・経営耕地面積ともに減少傾向が大きく、農産物の販売金額は2割ほど減少しています。新規就農者数は年間10人前後での推移で、約3割の農地に利用権が設定されていますが、農地の集約化は十分に進んでおらず、農業後継者・担い手の確保と育成が喫緊の課題の一つとなっています。

市では、農業を「若い世代の安定した雇用を創出する仕事」に育成するための施策を展開しており、重点施策として、1つ目として「経営感覚を持った農業経営者の育成」では、将来にわたり農業経営を続け、消費者・実需者ニーズの変化に対応できる経営感覚を持った地域農業の発展段階に応じたきめ細かな支援を行えるよう機能の集約を図るために、市役所、JA岡山東、岡山県農地中間管理機構の三者が協定を締結し、「赤磐

市就農等支援センター」を市役所農林課内に開設しています。②と致しまして、「農産物の高付加価値化・ブランド化の推進」では、市場のニーズを踏まえ、GAP認証等の取得や地域農産物の品質向上・高付加価値化など供給体制の確立を図り、安全・安心な地域ブランドとして育成するために、市内生産者の中から若手や担い手農家を対象に、国内外の市場動向、流通、加工、販売の実態を学び、市の農業や生産者を牽引する「生産者」を育成する「スター農家育成プロジェクト」を実施し、生産者全体の農業所得向上を目指しています。また、主要な果樹であるモモやブドウ等について、戦略的な新品種の導入などで園地の有効利用・拡大により高い品質を確保するための仕組みや環境づくりを進め、さらには、海外も視野に入れた新たな市場開拓、販路拡大を促進しています。3つ目と致しまして、「6次産業化・次世代農業の推進」では、これまで育ててきた地域特産品を最大限活用し、6次産業化の取り組みを推進しています。また、収穫時期が集中する特産品の農産物、地場食材の流通に関して販売機会の最適化、通年供給体制を実現するため、温度変動が少ない高精度のコンテナ型「鮮度維持装置」を導入し、現在、市の生産者部会、農産物直売所が保管し、試験的に活用しています。さらに、市の農業を守り、未来へ継承するためには次世代を担う子どもたちに農業に興味と関心を持ってもらうことが必要不可欠であり、若手生産者が中心となり、学校の理解と協力のもと、収穫体験や地元食材を使った調理実習、ワークショップの開催など、農業と教育を組み合わせた活動も実施しています。

次に、香川県坂出市の研修内容ですが、市の概要が、坂出市は香川県のほぼ中央に位置し、東は高松市、西は丸亀市、宇多津町、南は綾川町、北は多島美を誇る瀬戸内海が広がり、瀬戸内海を隔てて岡山県に対しています。市の中心部は海岸沿いに平坦に開け、綾川を中心に田園地帯が広がっています。海に出ると瀬戸大橋沿いに島々が連なり、瀬戸内海国立公園の美しい景観が見られます。坂出市は本州と四国を結ぶ鉄道網及び高速道路網の要衝として存在価値を高めており、「働きたい 住みたい 子育てしたい 共働のまちさかいで」の実現に向けたまちづくりを進めています。面積は92.49 k㎡、人口は5万1,232人です。

研修テーマですが、さかいでブランド認定制度について。

研修内容。坂出市は、市にゆかりのある商品を「さかいでブランド」として認定し、市内外に発信することにより市の知名度の向上・産業の振興及び地域の活性化を図ることを目的として、「さかいでブランド認定制度」を創設しています。市の特産品は

「塩・醤油」、「三金時」、これはにんじん、いも、みかん、「サヌカイト」、「ブロッコリー・レタス」、「オリーブ」、「あわび」となっております。認定を受けることができる商品は、1、市内の特産品や農産物等を原材料として使用し、製造される食品または加工品、2、市内の事業所において製造される食品や加工品、3、市内の事業所において製造される伝統的な製品のいずれかに該当する商品となっております。主な商品の一例として、「エキストラバージンオリーブオイル」、「サヌカイトチャーム」があります。これは石でできた音を鳴らすものです。平成30年度末での認定商品数は61、認定事業者数は27となっております。市では認定した特典として、市によるPR（広報・ホームページ・ツイッター等）、市関連のイベントへの出店案内、啓発物品としてのぼり・ジャンパー・シール等の配布を行っています。ブランド商品の販売場所は「市観光協会」、「海の幸ふれあい市場」、「瀬戸大橋記念館」、「与島パーキングエリア」となっております。また、平成27年度から市ではふるさと納税制度を創設し、市内の事業者と連携しブランド商品を発送しています。

なお、事業開始当初は市と各事業所間でのやりとりが中心でしたが、認定事業者同士の横連携による民主導のブランド価値向上に向けた取り組みを推進するために、「さかいでブランド認定事業者連絡協議会」を発足しました。さかいでブランド事業に関する市の予算を同協議会への補助金として移管しており、平成30年度決算での収支は約75万8,000円でありました。これまでの取り組みとして、物産の紹介・宣伝・あっせん及び販路開拓をフェイスブックによる情報発信、市内スーパー・高松空港・物産展でのさかいでブランドフェアの開催、行政及び関係機関に対する物産振興支援に関する要望活動、事業者間の交流促進を行っています。

現状の課題等については、市内商品の掘り起しについては一定の効果があったと思われるが、商品ジャンルや商品の評価が異なるものが混在しており、PR活動やイメージづくりを難しくしていることや、さかいでブランドの明確なコンセプトや実質的な審査基準がなく、制度がもたらす効果もあいまいであること、事業の効果測定を行っていないことが挙げられました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） 以上で、各常任委員会の視察研修報告を終わります。

**【議会改革推進会議委員長の報告】**

○議長（西村 武） 次に、議会改革推進会議委員長からの報告を行います。10番佐藤議

会改革推進会議委員長。

- 議会改革推進会議委員長（佐藤義久） 議会改革推進会議委員長報告、9月定例議会です。

議会改革推進会議の報告を致します。

議会改革推進会議では、検討事項でありました「タブレット端末の導入」について、業者によるシステムの操作方法の研修や秋田市議会での研修を実施するなど、導入に向けた協議を重ねてきております。また、4月18日から8月22日までに計5回の会議を開催し、「議会基本条例」と「政治倫理条例」について、皆様から提出いただきましたチェックシートをもとに、各条項ごとに検証を行っているところであります。

今後、会議の協議内容や検証結果につきましては、12月定例議会前に全員協議会を開催していただき、ご報告する予定ですので、皆様のご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以上で議会改革推進会議の報告を終わります。

- 議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、市長の行政報告】

- 議長（西村 武） 日程第4、行政報告を行います。

はじめに、市長の行政報告を行います。藤原市長。

- 市長（藤原一成） 本日ここに令和元年第3回定例会を招集致しましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、第2次潟上市総合計画・後期基本計画の策定について申し上げます。

現行の潟上市総合計画・前期基本計画は、令和2年度をもって計画期間が満了となるため、後期基本計画の策定作業を本年度から進め、令和2年度中に策定する予定であります。これまでに策定方針を定め、現在は市民アンケートの実施に向けた準備を進めております。

潟上市の行政運営の最上位計画と位置づけています本計画につきましては、前期基本計画の進捗状況を踏まえつつ、市を取り巻く環境の変化、市民の要望など新たな政策課題の分析を行った上で策定します。また、本市がこれまで取り組んできた人口減少等の課題の克服に引き続き取り組むため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく本市の総

合戦略の内容を包含した一体的な計画として策定することとしています。

具体的な施策や事業は、これから約1年半かけて練り上げてまいります。議会及び市民の皆様からのご意見を賜りながら、計画の策定を進めてまいります。

次に、仮称ではありますが、すべて以下、仮称でございます。天王市民センターの整備について申し上げます。

天王公民館に代わる新たな施設として整備を進める「天王市民センター」については、生涯学習を含めた市民活動を総合的に支援し、多くの市民が集い・交流できる施設を目指しています。

現在は、施設の設計及び関連業務を進めています。先の議会全員協議会においてご説明したとおり、新施設の設計概要等につきましては、改めて地域や関係団体の方々にご説明する機会を設ける予定としています。今後、市民の皆さんの意見を可能な限り取り入れながら、よりよい施設となるよう設計業務を進めてまいりますとともに、施設の今後のあり方についても検討してまいります。

次に、マイタウンバスの新規路線整備について申し上げます。

本市の公共交通は、民間バス事業者が廃止した路線を中心にその代替手段としてマイタウンバスやデマンド型乗合タクシーを運行しており、地域住民にとって欠かせない交通手段となっています。

このたび、交通空白地域であった細谷・出戸新町・三軒屋地域を新たに運行するバス路線を整備し、10月1日から1年間の実証運行を開始します。利用状況や市民の皆様の声を取り入れながら、路線やダイヤを見直し、市民ニーズに合った路線を目指してまいります。

また、新規路線の整備とあわせ、重複路線の整理や経路の効率化により、わかりやすい路線への再編も行います。安心して快適な住みよいまちを目指し、今後も公共交通の充実に努めてまいります。

次に、男鹿地区消防本部の旧化学消防車からの泡消火薬剤（界面活性剤）流出の件について申し上げます。

平成30年3月27日、秋田市河辺豊成地内において、男鹿地区消防組合が保有していた旧化学消防ポンプ自動車から泡消火薬剤（界面活性剤）が流出する事案が発生しました。

その後、流出させた解体業者が回収した泡消火薬剤の混入水374トン産業廃棄物として処分した処理費用と、回収した混入水の保管タンクリース費用等についての負担割

合を、弁護士を代理人として協議を進めてまいりましたが、このたび関係者間で負担割合について合意致しましたので、本定例会に関係予算を提出しています。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、稲作の状況について申し上げます。

6月中旬以降、気候は高温多照傾向で推移したことから、稲の草丈は平年並み、穂数は平年より多めとなっています。出穂期は、「あきたこまち」が8月2日頃、「めんこいな」は8月5日頃で、平年より3日ほど早い状況となっています。

病虫害防除につきましては、カメムシ類の発生量は今年も多い予想となっており、無人へり防除後の追加防除の実施を強く呼びかけています。また、収穫期は平年並みからやや早めを見込んでいます。

花きの輪菊は、お盆向け施設輪菊がおおむね予定どおりの出荷となっており、8月3日に最盛期となりました。彼岸向けの小菊については、おおむね順調に生育は進んでいますが、病虫害が散見されるため、防除の徹底を指導してまいります。

果樹の和梨は、春先からの気温が平年並みからやや高めで推移したこと、また、5月・6月上旬の少雨の影響から主力品種である「幸水」の肥大への影響が懸念されましたが、満開後80日時点では前年比105%の肥大状況となっています。出荷については順調に推移しており、「八雲」が8月20日、「幸水」は8月25日から始まっています。

転作大豆については、播種作業後に小雨が続き、一部の圃場で発芽不揃いが散見されましたが、出芽以降の好天により生育は順調に推移し、平年に比べ早い生育となっています。今後は、突発的な大雨に対する排水対策の強化と病虫害防除に努めながら、良質大豆の生産に向け関係機関と連携し指導してまいります。

枝豆は、5月・6月上旬の少雨の影響により生育は遅れ気味でしたが、6月中旬以降適度な降雨があり、生育は回復しています。収穫は平年並みの7月15日頃から始まっており、収量・品質ともに平年並みとなっています。

夏ネギについては、7月1日より収穫が始まっており、日中と夜間の温度差により「サビ病」の発生による収量・品質への影響が一時懸念されましたが、薬剤防除の徹底により収穫への影響は少なくなっています。

次に、観光イベントについて申し上げます。

「第37回飯田川鷺舞まつり」は8月4日に開催されました。若竹幼児教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小学校児童の「子鷺」、水田の上を舞う様子を優雅に表現し



た「親鷲」の舞は、訪れた方々を魅了しました。

また、「第53回八郎まつり」は8月18日に開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、昭和こども園前広場での八郎龍・辰子龍の双龍の出会いは幻想的な世界を醸し出しました。当日は、羽城中学校吹奏楽部による演奏のほか、「ヨサコイ踊り」や郷土芸能「新関ささら」の披露など、地元と一体となって行われた祭りに会場からは大きな拍手が送られました。

本市夏まつりの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2019」は、8月24日・25日の両日開催され、市内外から多数の方々が来場されました。

24日の「第14回潟上市盆踊り大会」には、子どもの部2チーム、一般の部21チームの合計23チームの参加がありました。会場では、櫓を囲んで思い思いの仮装姿で踊る多くの市民や一般参加者の踊りの輪が重なり、過ぎゆく夏の夜を存分に楽しむ光景が広がりました。

25日は、キャラクターショーをはじめ、市民プロジェクト企画によるヤートセ選手権、市芸術文化協会による芸能披露など、子どもから大人まで幅広い世代が楽しめるイベントが開催されました。また、恒例の歌謡ショーには新沼謙治さんをお迎えし、ヒット曲「嫁に来ないか」など数々の名曲を披露していただき、その歌声に観客席は多いに盛り上がりました。

まつりの最後を飾る「花火ショー」では、約5,000発の花火が夜空に大輪の花を咲かせ、訪れた方々に大きな感動を与えました。ご協賛並びにご協力をいただきました皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

次に、会計年度任用職員制度の導入について申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入にかかわる改正法の趣旨は、臨時・非常勤職員について、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化することです。令和2年4月の制度導入にあたり、本市では、現在雇用している非常勤職員を職種ごとに洗い出し、移行方針を定めた上で職種ごとに「新制度に移行」、「職種の統合・廃止」、「人員削減」、「外部委託」を検討し、移行案を定め調整作業を進めています。

今後は、先の議会全員協議会でご説明したとおり、現行の非常勤職員への説明会を9月中に行い、制度に移行する職種の職員募集と外部委託する職種の業者選定を10月以降に実施する予定としています。会計年度任用職員制度に移行することで財政負担の増加

が想定されることから、現行の非常勤職員の整理と民間委託等についても引き続き検討を進め、簡素で効率的な組織体制と適正な人員配置に努めてまいります。

なお、本定例会には、制度導入に伴う関係条例を提出しています。

本定例会には、報告として、平成30年度潟上市健全化判断比率、平成30年度潟上市公営企業資金不足比率について、損害賠償の額を定めることについての専決処分、議案として、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）ほか13件、また、平成30年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和元年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）4件、平成30年度各会計決算の認定についての案件を提出しています。

なお、令和元年度の各会計補正予算案については、この後、担当部長から説明させます。また、平成30年度各会計決算については、主要施策成果説明書で総務部長に説明させます。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しています議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

#### 【教育長の行政報告】

○議長（西村 武） 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、本年度で14回目となる中学生ホームステイ体験学習について申し上げます。

市内の中学2年生12人が、7月26日から8月2日までの8日間、オーストラリアでの体験学習に参加しました。訪問先では家族の一員としてホストファミリーと生活したほか、現地の学校での交流学习を充実させたことにより、より一層、国際理解が深まったものと思っております。8月21日には、ホームステイにおける個人の研究テーマに基づく報告会が市役所大会議室で行われ、それぞれの生徒から体験を通して感じたことや学んだことについて発表されました。

次に、小中学校への冷房設備設置について申し上げます。

国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、市内の全小中学校の普通教室等に冷房設備の設置を進めてまいりました。夏季休業期間を利用した集中作業により工事を進め、現在は、設置作業をほぼ終え、試運転や調整作業を行っており、今月中に完成する見込みであります。

次に、幼児教育・保育の無償化について申し上げます。

本年10月1日から実施される幼児教育・保育にかかる利用料の無償化は、保護者の負担軽減を図る少子化対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う質の高い幼児教育の機会を保障することを目的に行われるものであります。

幼児教育・保育の無償化に関する子ども・子育て支援法改正の主な内容としましては、「3歳以上児の保育施設の利用料金の無償化」、「3歳未満の低所得世帯の保育施設利用料金の無償化」、「保育認定を受けた3歳以上児の一時預かり事業やファミリーサポート事業等の施設等利用料の無償化」などであります。

ただし、給食提供に要する費用は無償化の対象とならず利用者負担となるため、施設運営に関する基準等に関連する「潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の改正案をはじめとする、関係条例の改正案を本定例会に提出しております。

また、これに伴う事務事業の対応として、新たに施設等利用給付の認定・給付を行う業務や、保育サービスの認定・確認の事務業務が必要となります。この新たに生じる市町村の利用認定・給付業務の経費に対して、国では、事業円滑化・システム改修費の全額を補助する方針としております。このほかにも、無償化に伴い地方自治体に生じる経費については、臨時交付金として国が負担することとしており、本定例会には関係予算を計上しております。

国では、8月以降、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う制度内容の周知啓発活動を進めておりますが、本市でもチラシやポスター、市広報、ホームページ等で情報発信することにより、制度の周知に努めております。今後、保護者の皆様には、利用相談等を通じて丁寧に対応してまいります。

次に、天王こども園、これは仮称でございますが、この整備事業の進捗状況について申し上げます。

天王幼稚園、二田保育園、湖岸保育園の3園統合による「天王こども園（仮称）整備事業」につきましては、施設整備にかかわる設計業務等に着手しております。

設計業務の実施にあたっては、天王地区の子育て支援の拠点となる幼保連携型認定こども園とするため、創造性や技術力等の施設設計に対する提案を総合的に審査できる指名型プロポーザル方式による審査会を、去る6月7日と7月10日の計2回開催しております。

審査の結果、業務契約候補者となった株式会社青島裕之建築設計室、これは東京都の業者でございますが、との間で、契約金額6,771万6,000円、契約期間を令和元年7月22日から令和2年3月19日までとする請負契約を締結しております。

このほか、第3次潟上市地球温暖化防止実行計画に基づき、認定こども園整備事業における環境配慮の観点から、国の二酸化炭素排出抑制対策事業の補助金交付決定通知を受けており、これに伴う潟上市幼保一体施設地中熱利用事業化計画の策定にかかわる事業費を本定例会に計上しております。

なお、建設予定地にあります天王相撲場のアスベスト調査を実施した結果、建材等に含まれるアスベスト等が検出されましたが、飛散するレベルではないことが確認されております。今後のスケジュールであります。解体工事に関連する予算案を12月定例会に提出し、年度内には工事を完了させたいと考えております。

今後も、令和3年4月の新園舎開園を目指し、保護者の皆様や市議会議員の皆様、地域住民の皆様にご理解やご助言を賜りながら、丁寧に取り組んでまいります。

次に、本市の待機児童について申し上げます。

本市の幼児教育・保育において、待機児童対策は喫緊の課題であると認識しておりますが、本年度においても現在、待機児童がおり、特に、市外からの人口流入が多い追分地区が最も多い状況にあります。その主な要因として、民間による宅地開発が進む同地区の新築世帯が年間約100戸増加し、その多くが子育て世帯であることにより保育ニーズが高まっていることが挙げられます。

このような状況に対応するため、ハローワーク等の関係機関とも連携しながら保育士の募集活動に取り組み、園児の受け入れ体制の強化・拡充を図ることが重要であると考えてございます。

次に、民間保育所等の状況について申し上げます。

本市には、公立の教育・保育施設7園のほか、私立の教育・保育施設がございます。本年度に入り、追分地区の新興住宅地内に「アイセンチュリー・ぽこぽこ園」が開設されております。同保育園は企業主導型保育所で、未満児を対象として利用定員が19名となっており、そのうち地域枠9名の受け入れを確保してございます。

また、このほど、民間保育事業者から認可保育所の開設に関する申し出がありました。このことに関して、8月に開催した「潟上市子ども・子育て会議」において設置内容に対するご意見をいただいたところでございます。今後は、所定の手続を経た後、本年度

内に整備事業が進められる見通しとなっております。

なお、子ども・子育て支援制度及び国補助事業要綱に基づき、本定例会には整備事業費の一部経費を補助するための関係予算を提出しております。

このように民間による保育所等の整備が進むことにより、保育を必要とする子どもの受け入れ拡充につながり、保育サービスの向上が期待できます。行政のみならず民間の活力を生かし、本市の課題でもあります待機児童の解消に努めてまいります。

次に、成人式について申し上げます。

8月15日に開催しました令和最初の潟上市成人式には、本年度の対象者355人中、247人が出席致しました。式典では、新成人代表による誓いの言葉として、ふるさとへの誇りと家族に感謝しつつ、「社会の一員となったことへの大きな責任と今後の未来をどうつくっていくのか、常に考え、行動していかなければならない」と力強く述べておりました。新成人の門出を心から祝福するとともに、その若い力と無限の可能性に対し、大きなエールを送りたいと存じます。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長（西村 武） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第6号 平成30年度潟上市健全化判断比率について】

○議長（西村 武） 日程第5、報告第6号、平成30年度潟上市健全化判断比率についてを議題とします。

報告第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、第3回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第6号、平成30年度潟上市健全化判断比率について。

平成30年度潟上市健全化判断比率は、別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

ここでは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つについて報告するものでございます。

2ページは、健全化判断比率の総括表となっております。

それでは、3ページをお願い致します。

はじめに、上の表の実質赤字比率について申し上げます。

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度をあらわすものでございます。本市の場合、「一般会計等」と表記するときには、一般会計のみとなります。実質赤字比率は、標準財政規模95億2,585万2,000円に対する一般会計の赤字額の割合であり、一般会計の実質収支額の合計が7億2,323万2,000円の黒字でありますので、実質赤字比率はマイナス7.59%となります。以上のことから、7.59%の黒字であるということでございます。

次に、下の表の連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度をあらわすものでございます。連結実質赤字比率は、標準財政規模95億2,585万2,000円に対する潟上市の各財産区特別会計を除く全会計の赤字額の割合になります。全会計の実質収支額の合計は17億7,160万2,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率はマイナス18.59%となります。つまり18.59%の黒字であるということでございます。

なお、財産区につきましては、市町村とは別の法人格を有する団体でありますので、健全化判断比率の算定には含めないこととなっております。

次に、4ページをお願い致します。

実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度をあらわすものでございます。比率は、平成28年度から平成30年度までの3年間における単年度比率の平均値となります。平成28年度は表の下段のとおりで約6.5%、平成29年度は約7.2%、平成30年度は約7%となります。3年間の平均では6.9%となり、昨年度の数値の6.6%に比べ0.3%高い数値で推移しております。

次に、5ページをお願い致します。

最後に、将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、特別会計の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかをあらわすものでございます。平成30年度は58.4%となり、平成29年度の61.1%より2.7%低い数値となりました。

これら4つの指標は、2ページの総括表にありますように、早期健全化基準をすべて

下回っております。

なお、ただいま報告しました指標につきましては、国・県で現在精査中であり、算定の考え方に変更が発生した場合は、比率そのものが変わる場合がございますので申し添えます。確定する時期につきましては、国の公表が11月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

【日程第6、報告第7号 平成30年度潟上市公営企業資金不足比率について】

○議長（西村 武） 日程第6、報告第7号、平成30年度潟上市公営企業資金不足比率についてを議題と致します。

報告第7号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の6ページをお開き願います。

報告第7号、平成30年度潟上市公営企業資金不足比率について。

平成30年度潟上市公営企業資金不足比率は、別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

最初に、地方公営企業法の適用企業である水道事業会計について申し上げます。

水道事業会計の（3）流動資産gから控除財源h及び控除額iを差し引いた5億8,605万円から（1）流動負債aから控除企業債等bを控除した1億1,346万5,000円を差し引きますと、（6）資金不足額・剰余額が4億7,258万5,000円のプラスとなりますので、資金不足比率はございません。

8ページをお願い致します。

地方公営企業法の非適用企業について申し上げます。

はじめに、下水道事業特別会計についてであります。

下水道事業特別会計の（3）実質的な歳入総額11億4,130万8,000円から（1）歳出額10億5,028万1,000円を差し引きますと、（6）の資金不足額・剰余額が9,102万7,000円のプラスとなりますので、資金不足比率はございません。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。

農業集落排水事業特別会計の（３）実質的な歳入総額 1 億 2,168 万円から（１）歳出額 1 億 401 万 5,000 円を差し引きますと、（６）の資金不足額・剰余額が 1,766 万 5,000 円のプラスとなりますので、資金不足比率はございません。

最後に、合併処理浄化槽事業特別会計についてであります。

合併処理浄化槽事業特別会計の（３）実質的な歳入総額 797 万 7,000 円から（１）歳出額 310 万 2,000 円を差し引きますと、（６）の資金不足額・剰余額が 487 万 5,000 円のプラスとなりますので、資金不足比率はございません。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第 7、報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（西村 武） 日程第 7、報告第 8 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題と致します。

報告第 8 号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の 9 ページをお開き願います。

報告第 8 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和元年 9 月 6 日提出 潟上市長 藤原一成

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第 180 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和元年 8 月 23 日 潟上市長 藤原一成

1. 相手方は記載のとおりでございます。

2. 事故の概要。令和元年 8 月 6 日午前 10 時頃、潟上市昭和大久保字元木田 75（元木山公園内）で相手方車両が公園内道路脇の U 字溝の蓋（鉄板）の上を通過したときに、その蓋が跳ね上がり車両リアバンパーを破損させたものでございます。



3. 損害賠償額 3万6,835円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

暫時休憩します。休憩は、11時15分まで休憩します。

午前11時06分 休憩

.....  
午前11時17分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8、議案第46号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第8、議案第46号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）についてを議題とします。

議案第46号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第46号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）について。

潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

なお、本条例（案）及び次に説明致します議案第47号の条例（案）につきましては、「会計年度任用職員制度」導入のための基礎となる条例でございます。このほかにも一部改正の必要な条例はございますが、まずは基礎となる部分を議決いただき、残りを12月定例会に提出したいと考えておりますので、何卒ご理解のほどお願い致します。

それでは、条例の主な内容についてご説明申し上げます。

次のページをお願い致します。

ページ中ほどの第2条でございますが、「フルタイム会計年度任用職員」及び「パートタイム会計年度任用職員」についての定義でございます。

「フルタイム会計年度任用職員」と「パートタイム会計年度任用職員」の違いについてでございますが、1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤の職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一であれば「フルタイム会計年度任用職員」、短い場合は「パートタイム会計年度任用職員」となります。

第3条では、「フルタイム会計年度任用職員」と「パートタイム会計年度任用職員」の給与について規定しており、「フルタイム会計年度任用職員」の場合は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、期末手当及び特殊勤務手当を給与とし、「パートタイム会計年度任用職員」の場合は、報酬及び期末手当を給与としております。

次のページをお願い致します。

第4条から第7条は、フルタイム会計年度任用職員の給料、職務の級、号給及び支給について規定するものであり、25ページの別表第1に「給料表」、27ページの別表第2に給料表に定める職務の級に分類する基準として「等級別基準職務表」を規定しております。

第8条から第13条及び第16条については、通勤手当や時間外勤務手当など各種手当について規定したものであり、一般職の職員と同様でございます。

16ページをお願い致します。

第15条は、「フルタイム会計年度任用職員」の期末手当について規定したものであり、1会計年度内における任期の合計が6カ月以上に至ったとき支給対象となります。

率については、先の全員協議会でも説明しておりますが、国の地方財政措置の検討内容及び近隣市の状況を勘案して検討致します。

次のページをお願い致します。

第19条は、「パートタイム会計年度任用職員」の報酬について規定したものであり、第1項では月額、第2項では日額、第3項では時間額について規定しております。

次のページの第20条から20ページの第23条までは、時間外勤務や休日勤務など、通常の勤務以外に係る報酬を規定しております。

会計年度任用職員制度においては、同じ時間外勤務でも、「フルタイム会計年度任用職員」の場合は時間外勤務手当が支給され、「パートタイム会計年度任用職員」の場合

は時間外勤務に係る報酬が支給されます。

第25条は、「パートタイム会計年度任用職員」の期末手当について規定したものであり、「フルタイム会計年度任用職員」同様、1会計年度内における任期の合計が6カ月以上に至ったとき支給対象となります。

22ページをお願い致します。

第29条は、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）等により任用される外国語指導助手（ALT）等の報酬について規定したものであり報酬額を、月額28万円以上33万円以下としております。

JETプログラムについては、国からJETプログラムの募集要項に反した例規整備は行わないよう通知されており、従来の報酬額の範囲としております。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の方が、職員と同じように特殊勤務手当をまず該当になるというふうなものはあるんですか。予想されますか。

○議長（西村 武） 米谷総務課長。

○総務課長（米谷裕二） ただいまの質問にお答え致します。

特殊勤務手当については、市の職員でもクリーンセンターに勤務する職員、それから福祉事務所に勤務する職員について支給しておりますが、会計年度任用職員について、それらの部署に勤務した場合には支給されるということでもあります。

○議長（西村 武） いいですか。ほかにございませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 前にも全協なり会派代表者会議等で資料をいただいて大体理解したつもりでおりますけれども、こういうふうな雇用の関係がいろいろ地方においても変わってきてるわけで、前にも少し聞いたんですけども、この結果、予算が、まあ人件費が計上されていくということですから、じゃあどういうふうにしてこの人数を削減していくか。その方策等については、お考えがあれば聞きたいと思います。答えできますか。答弁できますか。できなければできないで結構です。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

全員協議会でもご説明しておりますが、基本的な制度移行について基本的な考え方ということでいろいろあるんですが、まず職種ごとでいきますと、事務補助員は10人程度削減とか、学校事務はこれも調整しながら削減と。それから、いろいろ、この前と同じ答弁なんですけれども、特別支援員も削減を検討中。それから、有資格、専門職というのは、例えば保健師とか栄養士、これは現行数を移行すると。あと、幼保関係、これは保育補助を含めて現行数をそのまま移行します。それから、児童クラブ指導員もこれも指定管理を含めながら検討すると。業務委託も考えるということです。あと、運転手も現行数を移行。それから、業務委託も検討すると。あと、給食調理員は外部委託を検討するという事です。あと、作業員はシルバーを含めた外部委託を検討するという事です。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田議員。

○2番（戸田俊樹） 答弁ありがとうございます。それで、結果的にその予算計上をされていくんだという人件費の増があるということと、この削減との見合いがどういうふう  
に支援されるかというところをお答えできればありがたいです。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、まず、この間の全員協議会、そして本日も含めて、会計年度任用職員のあり方について説明させていただいています。で、今後の削減方法等にも、今、総務部長から説明ありましたけれども、そのような方向で進めていくと。その結果として来年度予算について反映されていくわけですが、我々としては、できるだけその部分が予算上、今後増えないようにというふうなことも考えておりますが、それはまだ数字的にはそこまで、先ほど言いましたとおり目指すというような形でございますので、ご説明できない状況にあることをご理解いただきたいと思います。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 前回の全員協議会の中で、このフルタイム制の任用は今後も考えていないというご説明ありましたけれども、例えば、このフルタイムの任用の場合、考えられる場合、例えば保育士が、今、保育士が足りないということで、やはりこれも完全にパート採用で、フルタイムの採用ということは今後も考えていないということでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

基本的に全員協議会でもご説明しましたが、基本的にはパートタイム会計年度任用職員を全部やるということでありまして、で、どうしても必要な場合ではありますが、今後検討するというので、今回の条例制定は、そういう場合のためにまずフルタイムとパートタイムの条例を制定したものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） いいですか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今後まずこういった保育士不足のことで対応するとなれば、このフルタイム制度も活用するというので、今回、このフルタイムの1級、2級を設けたというご理解でよろしいですか。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致しますが、福祉に限らずということで、まず条例整備上、フルタイム職員、それからパートタイム職員ということで整備させていただいております。ですから、今後もし可能性があるのであれば、そういう場合はその分適用できるように条例整備をしておきたいということでございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第9、議案第47号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第9、議案第47号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第47号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の28ページをお開き願います。

議案第47号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等を定めるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

改正内容についてご説明申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入に伴い用語を整備するものとして、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改めるもの及び「非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第10、議案第48号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第10、議案第48号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第48号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、議案書の30ページをお開き願います。

議案第48号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

はじめに、ページ冒頭の部分でございますが、幼児教育・保育の無償化にかかる用語を整理するもので、条文中の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものでございます。

次に、33ページをお願い致します。

幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の範囲について規定を加えるものでございます。

食事の提供に要する費用については、従来は「主食」分だけをいただいております。改正後は、食事代として「主食」以外の分もいただくこととなりますが、所得や家族構成等に応じて免除の措置もでございます。

次に、36ページをお願い致します。

現行の条例第42条で規定する特定地域型保育事業を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携にかかる改正でございます。

特定地域型保育事業者等の卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の「確保義務の緩和」及び「確保義務の免除」並びに連携施設を「確保しないことができる」経過措置を5年延長するものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私、内容はともかくとしまして、報道によれば、この保育に関する改正がありまして、厚労省では30項目にわたって字句の誤りがあったというふうなことが報道されました。この点については、しっかりチェックはしてると思うんですけども、そこら辺はあれですか、大丈夫なんでしょうか。

○議長（西村 武） 鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） 藤原議員のご質問にお答え致します。

今お話がありましたことにつきましては、国の方からも通知が来ておりまして、内閣府では8月30日の官報に正誤表を掲載して訂正しております。本市においては、これまでの誤り部分は訂正しまして、今回の条例改正に反映をさせております。

以上でございます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男）　そうすれば、字句の誤りというのは後で訂正すればいいというものでないでしょうし、まあちょっと聞きたいのは、全員協議会の場での提案では、このとおりのもの、字句の内容だったのか、そこら辺はどうでしょう。訂正したものを全員協議会の中でも提案していったのか、そこら辺お聞きします。

○議長（西村　武）　鑑教育部長。

○教育部長（鑑　孝子）　藤原議員の再質問にお答え致します。

先の全員協議会で説明をさせていただきましたが、全員協議会の場では、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う条例改正（案）ということで条例の表題のみご説明させていただいておまして、内容については詳しく説明をしておりませんでした。ですので、その時点では詳しい、間違い等があったということはわかっておりませんでした。その内容は説明はしておりませんでしたのでご了解いただきたいと思います。

○議長（西村　武）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村　武）　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第11、議案第49号　潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村　武）　日程第11、議案第49号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第49号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑　孝子）　それでは、議案書の42ページをお開き願います。

議案第49号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出　潟上市長　藤原一成

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。



児童福祉法に規定する、家庭的保育事業を行う者に求められる特定教育・保育施設等との連携にかかる改正でございます。

家庭的保育事業者等の卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の「確保義務の緩和」及び「確保義務の免除」並びに連携施設を「確保しないことができる」経過措置を5年延長するものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第50号 潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第12、議案第50号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第50号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、議案書の45ページをお開き願います。

議案第50号、潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い用語を整理するものとして、条例第2条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第51号 潟上市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第13、議案第51号、潟上市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第51号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、議案書の47ページをお開き願います。

議案第51号、潟上市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市立幼稚園条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、保育料及び預かり保育料の規定を整備するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

幼児教育・保育の無償化に伴い、条例第4条で規定する保育料を「ゼロ円」に改めるもの、及び潟上市立幼稚園及び市立認定こども園の預かり保育料の上限額、日額1,000円ですが、これを条例第5条に規定するものでございます。また、「預かり保育料」につきましては、従来「潟上市立幼稚園等預かり保育料徴収条例」で規定しておりましたが、新制度の実施に伴い「潟上市立幼稚園条例」で規定するため、附則により廃止致します。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第52号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第14、議案第52号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案第52号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の50ページをお開き願います。

議案第52号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行及び証明書自動交付機を廃止することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

令和元年11月5日の住民基本台帳法施行令の改正に伴い、旧氏による印鑑登録及び現氏と旧氏を併記した印鑑登録証明書の交付が可能となるため条例の関係部分を整理するもの、及び市役所庁舎に設置しております「証明書自動交付機」を廃止することに伴い、条例の関係部分を整理するものでございます。

なお、この条例は、令和元年11月5日から施行するものでございますが、「証明書自動交付機」の廃止に伴う第7条の2第1項及び第10条の2の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） この条例の改廃のことなんですが、自動交付機が廃止されると。で、ちょっとこれ振り返って申しわけないんですけども、委員会付託で詳しく審査してもらえばそれでいいわけですけども、ただちょっと、これ設置するとき、恐らく潟上市になってから、本庁はもとより各支所にやったという経緯があったと思います。当初から私は、ちょっと振り返るのも変ですけども、この必要性というものには疑問を呈した議員の一人です。それで、新庁舎ができて、特にここはワンストップサービスという時代の中で、いちいち自動で交付しなければ対応できないということ自体が錯誤があるんじゃないかなという趣旨のことを私申し上げた経緯があります。その後も最後まで粘り強く本庁の自動交付機は稼働しておったやの話ですけども、それぞれ各出張所等にあったわけですが、ちょっと大変恐縮ですけども、初期投資はどれぐらいだっ

たのか。その後、年次を重ねてどのぐらいの実績があがって、最終的にこれは廃止という英断なのか決断なのかよくわかりませんが、断を下さざるを得なかったその背景理由というものを少しお聞かせ願いたいな。ただ、まずこれ言ってみれば委員会付託ですからちょっと細かくなりますので、そこまで無理だとするならば、おおむねどういうふうな経緯であって今回提案されておるとかというだけで結構です。あとは所管の方に委ねたいと思いますので、大変恐縮ですがお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

大変申しわけありませんが、初期投資についてはちょっと資料持ち合わせておりませんので、それ以外について申し上げたいと思います。

まずはじめに、この自動交付機の設置ですけれども、平成22年10月から稼働しております。そのときは天王、昭和、飯田川各庁舎及び追分出張所、4カ所で行っております。この庁舎ができましたも、それぞれの出張所で自動交付機による証明書のサービスを行ってまいりました。その年間の運用コストですが、大体400万円程度かかっていた、まあかかっております。

利用件数につきましては、年間トータルでの窓口での交付件数と合わせまして4万件を超える証明書を交付しておりましたが、手元の資料で5年前、平成26年度で約2,600件あったものが、昨年度、平成30年度の実績では1,600件まで減っているという状況でございます。さらに、機器の老朽化に伴いまして、この市役所庁舎以外の自動交付金はすべて昨年度末までに停止しており、現在動いているのが1基となっております。この市役所庁舎にある1基につきましても、来年の5月で耐用年数を迎えるということで、どうするかというような課題を検討してまいりました。その中で、更新費用、仮に1カ所の更新であっても初期投資で約500万円、さらに年間の運営経費は400万円。これに対して、証明書を約1,600件、この30年度の実績すべて来年度もあるとした場合で1枚当たりの交付費用が約2,500円ということで、発行手数料150円に対して発行のためのコストが2,500円ということで多額にわたると、こういったことも考慮致しまして、自動交付機の廃止について今回ご提案申し上げたものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今、担当部長の方からかなり赤裸々に、初期投資だけはわからないけれども、その後の経緯、驚くなかれ、ランニングコストだけでも毎年400万円もかかると。で、全体では4万件も発行されるのに2,600が1,600になってきたと。右肩下がりの話じゃない。言ってみれば、150円働くのに、まあ住民サービスでありますから金額だけではちょっと論じることは乱暴ですけども、150円の収入得るのに2,500円の負担をすると。しかしながら、そのギャップは市民に利便性を図るといって見えない効果が期待されたと思う。ただ、私最初からね、だけれどもやはり限りある財源、パイを有効打に使うためには、やはりそれも考えるべきではないかと。しかもワンストップサービスという時代の流れの中でいかになものかということをやちょっと発言した経緯があります。結果的に、これ見ますとそのような、結果的にはそういうふうになったのかなというふうに思います。ですから、何でもかんでも流行りの半纏を着ることもいいんですが、これからはこれをひとつの教訓にして、本当の意味での住民サービスはどういうことなのか。で、限られたパイ、150億円というのはどういうふうにして運用すればいいのかということをや、いよいよ真剣に掘り下げて検討しなければならない時代に入っておるんだよということのひとつのきっかけになるんじゃないかなと思います。あれもこれもやめれとかやれとかということじゃなくして、よくやはり精査をしながらやっていかなきゃならないというひとつの教訓になったのかなというふうに思います。

あと、細かいことに、細いっていうか、このほかのことについては所管の委員会で篤と審査をいただきたい。場合によっては、また委員長報告に対して少しは伺いたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西村 武） 答弁はいいんだな。

○13番（堀井克見） いない。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 住基による印鑑の、印鑑登録のまず発行をやめるというふうなことのようなんですけども、住基カードでは、住民票も取れるし、それから戸籍謄本も取れますね。この部分については、ただ印鑑だけっていうふうなことの提案みたいなんですけども、それはちょっと不足なんじゃないかなというふうに私は思うんですが、次の条例にも提案の中でもあれですか、これ入ってくるってことなんですか。

それから、初期投資は確か6,000万円だったと思うんですけども、後で調べてくだ

さい。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

ただいまご提案申し上げております印鑑条例については、印鑑登録証の発行だけということに限られますが、次に提案する予定、議案第53号におきましては、証明書すべてについての自動交付機廃止に伴う改正になってございますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今、住基カードを持ってる方は、窓口でそれを出せば引き続き窓口では交付されるということなのか、それとも改めてまた印鑑登録しなきゃいけないのか、そこら辺はどうなんでしょう。住基カードがなくなっていくっていうふうなことになるばですね、扱いについて伺います。

○議長（西村 武） 菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） ただいまのご質問にお答え致します。

現在住基カードをお持ちの方については、印鑑登録証を住基カードで代用というか、その機能を持たせております。で、自動交付機を廃止したからといって住基カードの印鑑登録証の効果がなくなるわけではございませんので、その住基カードの有効期限内であれば、その住基カードが印鑑登録証としての機能を持っております。で、自動交付機廃止することに伴いまして自動交付機による交付はできなくなりますが、住基カード印鑑登録証として窓口で交付を申請していただければ、印鑑証明書はいつでも発行できます。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

昼食のため、暫時休憩します。再開は午後1時30分に致します。宜しくお願いします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第15、議案第53号 潟上市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第15、議案第53号、潟上市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第53号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原市民生活部長。

○市民生活部長（菅原 剛） それでは、議案書の53ページをお開き願います。

議案第53号、潟上市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市個人番号カードの利用に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、証明書自動交付機を廃止することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

市役所庁舎に設置しております証明書自動交付機を令和2年3月末で廃止することに伴い、証明書自動交付機を利用するの証明書交付サービスに関する部分を削除するものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託致します。

【日程第16、議案第54号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第16、議案第54号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第54号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは、議案書の55ページをお開き願います。

議案第54号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市水道事業給水条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、水道法の一部を改正する法律及び水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

1点目は、この後の議案第55号でも説明がございましたが、消費税率引き上げに伴うものであり、他の条例と規定を統一するため、条文中の「消費税等相当額」を「当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額」に改めるものでございます。

2点目は、水道法改正により指定給水装置工事業者の指定が5年に一度の更新制を導入することに伴い、指定手数料を3万円から2万円に改め、更新手数料1万円を新たに追加するものでございます。

このほか、水道法施行令の改正による条ずれを修正するものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第17、議案第55号 潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第17、議案第55号、潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第55号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の58ページをお開き願います。

議案第55号、潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（案）について。



潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料等に係る税負担を円滑かつ適正に転嫁する必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

本条例（案）から議案第59号の条例（案）につきましては、すべて消費税率の引き上げに伴う一部改正条例（案）でございます。対象となります条例は、議案第54号で一部改正を行う「潟上市水道事業給水条例」を除き全部で29件でございますので、条例を所管する部局ごとに取りまとめ条例（案）を提出しております。

次に、潟上市における消費税率引き上げに伴う条例の改正に至る経緯及び条例の改正方針についてご説明申し上げます。

潟上市においては、前回の消費税率引き上げが行われた際に、消費税率引き上げに伴う条例の改正は一部にとどめ、10%への引き上げ時に再度検討することとしておりました。また、本年4月、国から消費税率引き上げに伴い消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の適正な措置を講じるよう通知もございましたので、改めて関係する条例の現状について調査を致しました。

結果は、1つ目として「明らかに消費税等相当額を考慮していない又は不明なもの」、具体的には、条例に消費税等相当額について記載がなく、かつ過去の消費税率による原価の算出が困難なもので、現状は税込みの使用料等として運用されているもの。2つ目として「現行の使用料等に従来の消費税等相当額が含まれているもの」、具体的には、条例に消費税相当額について記載があるもの、または過去の消費税率による原価算出が可能な使用料等であるもの。3つ目としまして「現行の使用料等が既に外税表記となっているもの（以下、外税表記のもの）」の3つのパターンに分かれておりまして、検討の結果、条例改正は次の方針によって進めることと致しました。

1つ目として、今後の消費税率の変更を考慮し、外税表記とする。2つ目として「条例に消費税等相当額についての記載がないもの」については、国の通知により適正な措置が必要であるため、現行の使用料等をそのまま原価とする。ただし、明らかに消費税等相当分を考慮している場合は別とする。3つ目として、従来から「外税表記のもの」

についても条例によって規定が異なり意味の揺れが生じるおそれがあるため、すべて規定を統一する。

以上が経緯と方針でございます。

それでは、本条例（案）の主な改正内容についてご説明申し上げます。

次のページをお願い致します。

本条例（案）では、先に説明致しました方針により、「潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例」、「潟上市駐車場使用条例」、「潟上市行政財産使用料徴収条例」、「潟上市法定外公共用財産管理条例」及び「潟上市自治会館設置条例」の一部改正を行っております。

第1条「潟上市有線放送電話使用料及び手数料徴収条例」の一部改正から61ページの第4条「潟上市法定外公共用財産管理条例」の一部改正につきましては、従来から「外税表記」でございましたので、規定を統一するため条例を改正するものでございます。第5条「潟上市自治会館設置条例」の一部改正につきましては、現状消費税等相当額についての記載がないため、消費税等相当分を考慮した使用料に改めるものでございます。

ただし、「潟上市有線放送電話」及び「潟上市自治会館」のような指定管理者が管理している場合につきましては、条例に規定する利用料金は上限額となります。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。
- 7番（鑑 仁志） 多分委員会で聞けばいいんですけども、ちょっと59ページ一番下の・・・。
- 議長（西村 武） ちょっとすみません。いいんだか。
- 7番（鑑 仁志） だめ。いい、悪い。
- 議長（西村 武） このことはね、今、総務文教に付託されるので。
- 7番（鑑 仁志） わかった。はい。
- 議長（西村 武） ほかにございませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第18、議案第56号 潟上市コミュニティセンター設置条例等の一部を改正する

条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第18、議案第56号、潟上市コミュニティセンター設置条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第56号について、当局より提案理由の説明を求めます。鑑教育部長。

○教育部長（鑑 孝子） それでは、議案書の66ページをお開き願います。

議案第56号、潟上市コミュニティセンター設置条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市コミュニティセンター設置条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料等に係る税負担を円滑かつ適正に転嫁する必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

本条例（案）では、議案第55号の一部改正条例（案）において説明しました方針により、「潟上市コミュニティセンター設置条例」、「潟上市公民館条例」、「潟上市勤労青少年ホーム設置条例」、「潟上市天王伝承館設置条例」、「潟上市八郎まつり伝承館設置条例」、「潟上市体育施設条例」、「潟上市B & G海洋センター設置条例」、「潟上市郷土文化保存伝習館（石川翁資料館）設置条例」及び「潟上市多目的交流施設設置条例」の一部改正を行っております。

基本的に、すべての条例において消費税等相当額についての記載がございませんので、消費税等相当分を考慮した外税表記の条例に改めるものでございます。

なお、従来より「潟上市体育施設条例」の一部については、消費税等相当分を考慮しておりましたので、その部分につきましては原価を算出して条例に規定するよう改めます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第19、議案第57号 潟上市飯田川保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第19、議案第57号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第57号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の100ページをお聞き願います。

議案第57号、潟上市飯田川保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市飯田川保健福祉センター設置条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料等に係る税負担を円滑かつ適正に転嫁する必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

本条例（案）では、議案第55号の一部改正条例（案）において説明致しました方針により、「潟上市飯田川保健福祉センター設置条例」、「潟上市昭和デイサービスセンター設置条例」、「潟上市昭和介護予防センター設置条例」及び「潟上市防災・健康拠点施設設置条例」の一部改正を行っております。

基本的に、すべての条例において消費税等相当額についての記載がございませんので、消費税等相当分を考慮した外税表記の条例に改めるものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第20、議案第58号 潟上市農村環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第20、議案第58号、潟上市農村環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第58号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の108ページをお開き願います。

議案第58号、潟上市農村環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市農村環境改善センター設置条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、公の施設の使用料等に係る税負担を円滑かつ適正に転嫁する必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

本条例（案）では、議案第55号の一部改正条例（案）において説明致しました方針により、「潟上市農村環境改善センター設置条例」、「潟上市昭和地域農業総合管理施設設置及び管理運営に関する条例」、「潟上市体験農園設置に関する条例」、「潟上市漁港管理条例」、「潟上市大久保駅前広場設置条例」、「潟上市都市公園条例」、「潟上市道路占用料徴収条例」及び「潟上市農山漁村活性化施設設置条例」の一部改正を行っております。

第1条「潟上市農村環境改善センター設置条例」の一部改正から114ページの第3条「潟上市体験農園設置に関する条例」の一部改正、115ページの第5条「潟上市大久保駅前広場設置条例」の一部改正から116ページの第6条「潟上市都市公園条例」の一部改正及び123ページの第8条「潟上市農山漁村活性化施設設置条例」の一部改正につきましては、消費税等相当額についての記載がございませんので、消費税等相当分を考慮した外税表記の条例に改めるものでございます。114ページの第4条「潟上市漁港管理条例」の一部改正及び123ページの第7条「潟上市道路占用料徴収条例」の一部改正に

つきましては、従来から「外税表記」でございましたので、規定を統一するため条例を改正するものでございます。

なお、従来より「潟上市都市公園条例」の一部については、消費税等相当分を考慮しておりましたので、その部分につきましては原価を算出して条例に規定するよう改めるものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第21、議案第59号 潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第21、議案第59号、潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第59号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは、議案書の126ページをお開き願います。

議案第59号、潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市農業集落排水施設設置条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等による消費税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明申し上げます。

本条例（案）では、議案第55号の一部改正条例（案）において説明致しました方針により、「潟上市農業集落排水施設設置条例」、「潟上市下水道条例」及び「潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例」について改正するものでございます。

3条例につきましては、従来より「外税表記」でございましたので、規定を統一する

ため条例を改正するものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日より施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第22、議案第60号 平成30年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について】

○議長（西村 武） 日程第22、議案第60号、平成30年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

議案第60号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは、議案書の129ページをお開き願います。

議案第60号、平成30年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成30年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由でございますが、平成30年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金1億9,226万3,913円のうち、6,000万円を減債積立金に、4,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願い致します。

平成30年度潟上市水道事業剰余金処分計算書は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分方法について議決をいただくものであります。

未処分利益剰余金1億9,226万3,913円のうち、6,000万円を将来の企業債償還に備えるために、4,000万円を将来の建設改良に備えるためにそれぞれ処分するものでございます。

処分後の残高9,226万3,913円は、繰越利益剰余金として令和元年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これで説明を終わります。

【日程第23、議案第61号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第27、議案第65号 令和元年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第23、議案第61号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから日程第27、議案第65号、令和元年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてまで一括議題とします。

議案第61号から議案第65号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の131ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第61号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第61号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,070万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億7,948万1,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表、地方債補正について申し上げます。

起債の目的のコミュニティ施設整備事業は、限度額を6,700万円に減額するものでございます。

臨時財政対策債は、限度額を3億1,300万円に減額するものでございます。

社会教育施設整備事業は、6,540万円を追加するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

9款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は9,878万2,000円の追加で、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに発生する市負担に対し、今年度に限り地方特例交付金として交付されるものでございます。

10款1項1目地方交付税は8,787万9,000円の追加で、普通交付税の交付額決定により



当初予算との差額を計上するものでございます。

なお、今年度の交付額は56億7,996万5,000円で、前年度比6,454万5,000円の減でございます。

12款1項1目民生費負担金は4,167万5,000円の減で、主なものは、無償化に伴い10月分から対象者の保育料が減となるため、保育料負担金4,283万5,000円を減額するものでございます。

13款1項6目教育使用料323万9,000円の減についても、無償化に伴う幼稚園使用料の減でございます。

14款1項1目民生費国庫負担金は2,668万4,000円の追加で、児童扶養手当給付費負担金が1,427万4,000円の増でございます。法律改正により、4カ月に1回だった児童扶養手当の支払い月が2カ月に1回となり今年度の支給額が増となるため、歳出にも児童扶養手当を増額計上しております。

子どものための教育・保育給付費負担金1,120万4,000円、子育てのための施設等利用給付交付金、保育施設分ですが、これが120万6,000円、3目教育費国庫負担金65万2,000円の追加は、無償化に伴う国庫負担金の増でございます。

9ページをお願い致します。

14款2項2目民生費国庫補助金は6,101万8,000円の追加で、主なものは、無償化に係る自治体の事務的経費に対する補助金として交付される、子ども・子育て支援事業費補助金1,004万5,000円と保育所等整備交付金4,164万4,000円でございます。

15款1項1目民生費県負担金620万5,000円と3目教育費県負担金32万6,000円の追加は、無償化に伴う県負担金の増でございます。

2項2目民生費県補助金18万1,000円、7目教育費県補助金18万9,000円の追加は、給食費に対する補助で、地域子ども・子育て支援事業費補助金と、県独自の制度として副食費を助成する自治体に2分の1を補助する、すこやか子育て支援事業費補助金でございます。

10ページをお願い致します。

19款1項1目繰越金は、9,816万3,000円の追加でございます。

20款5項5目雑入742万6,000円の追加は、無償化の対象とならない給食費について、新たに実費徴収するための増でございます。

21款1項1目総務債は、320万円の減でございます。天王市民センター（仮称）整備

事業について公共施設等適正管理推進事業債を活用するため、実施設計に係る経費の財源組み替えによるものでございます。

6目臨時財政対策債1億220万円の減は、発行可能額の確定によるものでございます。

7目教育債6,540万円の追加は、天王公民館解体事業について公共施設等適正管理推進事業債を活用するものでございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

11ページをお願い致します。

3款1項2目障害者福祉費は1,508万4,000円の追加で、前年度国庫負担金返還金でございます。負担金の確定によるものでございます。

5目老人福祉費は382万8,000円の追加で、主なものは老人福祉施設措置費負担金378万円で、新たに2人の措置が開始となったためでございます。

2項1目児童福祉総務費は7,581万4,000円の追加で、主なものは保育所等整備交付金6,246万6,000円の追加で、出戸地区に整備予定の民間保育施設の設置事業者に対し、国の要綱により国が2分の1、市が4分の1を補助するものでございます。

2目母子父子福祉費は4,460万2,000円の追加で、主なものは児童扶養手当4,282万2,000円でございます。法律改正により児童扶養手当の支払い月が2カ月に1回となることから、従前では来年4月に支給される予定であった今年12月から来年2月までの3カ月分が今年度の支給となるため、増額するものでございます。

12ページをお願い致します。

4目保育園費は2,088万1,000円の追加で、主なものは特定保育施設運営費負担金2,084万2,000円でございます。当初の見込みよりも入所者数が大幅に増えていることと、無償化に伴い利用者負担額が減額となることから、保育施設への支払いが増えるためでございます。

10目幼保一体施設整備事業費は842万6,000円の追加で、天王こども園（仮称）整備にかかる地中熱利用事業化計画策定委託料でございます。国の補助を活用し、冷暖房設備に地中熱を活用するための地中熱交換器熱応答試験を実施し採熱量の把握等を行い、地中熱利用事業化計画を策定するものでございます。

3項2目扶助費8,603万8,000円と3目生活困窮者自立支援費112万5,000円の追加は、前年度国庫負担金返還金で、負担金の確定によるものでございます。

8款2項1目道路維持費は457万6,000円の追加で、市道2カ所、ふるさと農道と追分

下出戸線の融雪設備を改修するものでございます。

13ページをお願い致します。

9款1項1目消防費は31万5,000円の減額で、男鹿地区消防一部事務組合の予算組み替えに伴う負担金の減でございます。

10款4項1目幼児教育総務費172万8,000円と2目幼稚園費199万8,000円の追加は、3款と同様に幼児教育無償化に係る経費でございます。

6項3目公民館費は6,798万円の追加で、天王公民館解体工事でございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の132ページをお願い致します。

議案第62号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第62号令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億625万5,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は一般会計繰出金で、前年度分の確定によるものでございます。

次に、議案書の133ページをお願い致します。

議案第63号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第63号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,614万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,567万9,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、介護給付費等返還金及び一般会計繰出金で、前年度分の確定

によるものでございます。

次に、議案書の134ページをお願い致します。

議案第64号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。  
別冊のとおり。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第64号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的支出に495万円を追加するもので、修繕料でございます。

資本的支出については20万4,000円を追加するもので、新規加入の増による量水器の購入費でございます。

次に、議案書の135ページをお願い致します。

議案第65号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。  
別冊のとおり。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第65号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出に548万3,000円を追加するものでございます。

内容は飯田川下虻川地区の雨水排水対策で、都市下水路のゲートを修繕するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第28、認定第1号 平成30年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第39、認定第12号 平成30年度潟上市水道事業会計決算の認定について】

○議長（西村 武） 日程第28、認定第1号、平成30年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第39、認定第12号、平成30年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第1号から認定第12号までについて、当局より一括して主要施策成果の説明を求

めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） それでは、議案書の136ページをお開き願います。

平成30年度各会計決算の大綱についてご説明申し上げます。

認定第1号、平成30年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

お手元の主要施策成果説明書の3ページをお願い致します。

一般会計につきましては、イ．総括であります。歳入決算額は157億9,382万3,000円、歳出決算額は150億5,885万円、歳入歳出差引額は7億3,497万3,000円で、令和元年度への繰越財源1,174万1,000円を差し引いた実質収支額は7億2,323万2,000円でございます。

ロ．歳入の主なものは、市税が26億7,143万7,000円、地方交付税が61億9,183万4,000円、国庫支出金が17億1,181万6,000円、県支出金が9億5,900万9,000円、繰越金が6億2,360万4,000円、市債が13億4,490万円でございます。

ハ．歳出の主なものは、人件費が26億9,160万7,000円、扶助費が26億6,687万2,000円、公債費が19億7,766万1,000円でございます。

また、投資的経費は16億7,286万6,000円でございます。

5ページをお願い致します。

主な投資的経費は、防災・健康拠点施設整備事業8,948万円、道路新設改良事業2億9,605万1,000円、おおとよ児童クラブ整備事業2,952万7,000円、災害復旧事業3,965万円でございます。

また、主なソフト事業は、地域自殺対策計画策定事業75万3,000円、地域防災組織育成事業724万2,000円、コミュニティ・スクール事業44万2,000円、ブロック塀緊急調査28万6,000円、移住定住推進事業59万1,000円、除排雪事業1億2,155万2,000円、市債繰上償還2億1,739万4,000円でございます。

続いて、特別会計について申し上げます。

議案書の137ページをお願い致します。

認定第2号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の6ページをお願い致します。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額は37億9,457万2,000円、歳出決算額は34億7,896万2,000円、実質収支額は3億1,561万円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が5億6,890万5,000円、県支出金が24億5,804万2,000円、繰入金が3億1,839万9,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が24億27万4,000円でございます。

次に、議案書の138ページをお願い致します。

認定第3号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の8ページをお願い致します。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は3億2,036万2,000円、歳出決算額は3億1,850万3,000円、実質収支額は185万9,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億9,388万円、一般会計繰入金が1億2,222万6,000円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金が2億9,463万3,000円でございます。

次に、議案書の139ページをお願い致します。

認定第4号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の9ページをお願い致します。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定につきましては、歳入決算額は40億3,647万7,000円、歳出決算額は38億9,172万8,000円、実質収支額は1億4,474万9,000円でございます。

歳入の主なものは、保険料が 8 億 674 万 8,000 円、国庫支出金が 9 億 2,372 万円、支払基金交付金が 9 億 7,406 万 1,000 円、県支出金が 5 億 3,178 万 6,000 円、繰入金が 5 億 9,394 万 3,000 円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が 34 億 8,762 万 8,000 円、地域支援事業費が 1 億 1,244 万 1,000 円でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入と歳出決算額はそれぞれ 699 万 5,000 円でございます。

歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定への繰出金でございます。次に、議案書の 140 ページをお願い致します。

認定第 5 号、平成 30 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の 11 ページをお願い致します。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は 1 億 2,168 万円、歳出決算額は 1 億 401 万 5,000 円、実質収支額は 1,766 万 5,000 円でございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料が 905 万 5,000 円、一般会計繰入金が 8,700 万 4,000 円でございます。

歳出の主なものは、農業集落排水費が 2,989 万 9,000 円でございます。

なお、平成 30 年度末の供用開始面積は 54 ヘクタール、加入戸数は 229 戸でございます。

次に、議案書の 141 ページをお願い致します。

認定第 6 号、平成 30 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年 9 月 6 日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の 12 ページをお願い致します。

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は 11 億 4,142 万円、歳出決算額は 10 億 5,028 万 1,000 円、歳入歳出差引額は 9,113 万 9,000 円で、令和元年度への繰越財源 11 万 2,000 円を差し引いた実質収支額は 9,102 万 7,000 円でございます。

歳入の主なものは、下水道使用料が4億730万9,000円、一般会計繰入金が4億6,408万3,000円、下水道債が1億9,890万円でございます。

歳出の主なものは、下水道未普及地域の解消を図るため、特定環境保全公共下水道事業として鶴沼台地区管渠布設工事3,298万4,000円、マンホールポンプ設置工事1,177万2,000円、出戸新町地区管渠布設工事130万4,000円を実施しております。

なお、平成30年度末の供用開始面積は、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で1,248ヘクタール、加入戸数は9,440戸でございます。

次に、議案書の142ページをお願い致します。

認定第7号、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の13ページをお願い致します。

合併処理浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額は797万7,000円、歳出決算額は310万2,000円、実質収支額は487万5,000円でございます。

歳入の主なものは、合併処理浄化槽施設使用料が290万円、一般会計繰入金309万円でございます。

歳出の主なものは、合併処理浄化槽事業費が103万4,000円でございます。

なお、平成30年度末の合併処理浄化槽設置戸数は88戸でございます。

次に、議案書の143ページをお願い致します。

認定第8号、平成30年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は137万8,000円、歳出決算額は89万8,000円、実質収支額は48万円でございます。

次に、議案書の144ページをお願い致します。

認定第9号、平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。



地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は117万6,000円、歳出決算額は85万4,000円、実質収支額は32万2,000円でございます。

次に、議案書の145ページをお願いします。

認定第10号、平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は101万5,000円、歳出決算額は70万5,000円、実質収支額は31万円でございます。

次に、議案書の146ページをお願い致します。

認定第11号、平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額は121万6,000円、歳出決算額は87万9,000円、実質収支額は33万7,000円でございます。

最後に、議案書の147ページをお願い致します。

認定第12号、平成30年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度潟上市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和元年9月6日提出 潟上市長 藤原一成

主要施策成果説明書の15ページをお願い致します。

(3) 財政状況をご覧ください。

水道事業会計につきましては、経常収益は5億5,166万8,000円、経常費用は5億

1,046万円、特別利益は1万3,000円、特別損失は5万6,000円で、純利益は4,116万5,000円でございます。

また、資本的収入額は8,278万4,000円、資本的支出額は2億7,300万円でございます。

主な事業は、新中継ポンプ場整備事業でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（西村 武） これで説明を終わります。

【日程第40、平成30年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告】

○議長（西村 武） 日程第40、代表監査委員より、平成30年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。

平成30年度各会計決算の審査結果について、監査委員を代表しまして報告させていただきます。

はじめに、一般会計歳入歳出決算と10項目あります特別会計歳入歳出決算の審査等について報告致します。

審査は、7月29日から8月8日までの期間、市役所において実施しました。

審査につきましては、各課から提出された資料をもとに、関係職員の出席を求め、説明を受けながら、その所管にかかわる関係帳簿及び書類等の照合を行い、毎月実施している例月出納検査や定期監査、財政援助団体等監査の結果や内容を参考に実施しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつそれらの計数は正確であるものと確認しました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であると認められました。

総括意見と致しまして、令和元年7月、秋田県金融経済概況によりますと、「県内景気は、緩やかに回復している。」とされておりますが、潟上市でも個人・法人ともに市民税の収納率は近年増加傾向にあります。しかし、経済状況はいまだ先行きが不透明であり、今後も、地方交付税や国県支出金の縮減や人口減少等によって歳入の大幅な増加は期待できません。そのため、収納率の向上や収入未済の解消は、市民負担の公平性を維持する点においても重要であることから、収納業務を所管する庁内の各部署において

情報を共有し、滞納整理に努め、今後より一層の歳入確保に取り組んでいただきたいと思います。

次に、公共施設については、潟上市公共施設等総合管理計画に掲げている基本方針に基づき、既存の施設の現状やアンケート結果等の意見を踏まえながら、施設の平準化やコストの縮減に努めていただきたいと思います。また、現在の利用状況や実態に合わせて、統合できる部分は統合し、新しい施設が有効的に活用されるよう取り組んでいただきたいと思います。

多様化する社会の中で、様々な市民ニーズに対応した柔軟な市民サービスの提供や、正確かつ迅速な事務処理が求められております。その中で、業務上におけるリスクを低減し、組織全体で事務の適正な管理を確保するために必要な内部統制は、住民福祉の増進に欠かせない重要な取り組みです。今後も施策や事業の精査に努め、限りある財源を有効的に活用するとともに、持続可能な行財政運営と内部統制構築に向けた具体的な取り組みを要望致します。

続きまして、平成30年度潟上市水道事業会計決算の審査について報告致します。

審査は、6月25日に市役所において実施しました。

審査の結果でございますが、決算報告書及び財務諸表等は関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び平成30年度末現在の財政状況を適正に示しているものと確認しました。

総括意見と致しまして、財政比率は、すべての項目で回復が見られ、経営の安定性を示す自己資本構成比率も、近年上昇傾向にあります。また、企業の支払い能力を示す流動比率は、全国平均を下回っているものの大幅に増加しており、理想とされる数値に近づいています。各比率について引き続き注視され、自立性が高く、安定した財政の構築に努めていただきたいと思います。

給水原価等については、費用の減少により給水原価が低減したものの、依然として供給単価を上回っております。3年連続で販売利益が赤字となっております。今後も、有収率のさらなる回復のため、施設や水道管の耐用年数を踏まえ、適切な維持管理に努めるとともに、断水や漏水が発生する前に老朽化の進む設備を点検し、必要に応じて計画的に適切な措置をとっていただきたいと思います。

水道は、市民生活に欠かすことのできない重要なライフラインです。安全な水道水をいつまでも、いつでも安定的に供給することにより公共の福祉の増進に寄与するととも

に、災害時の対策に万全を期し、資産を有効に活用した効率的な経営に一層の努力を期待するものであります。

次に、財政及び経営健全化判断比率について報告させていただきます。

審査の対象となります4つの指標の審査結果でございますが、健全化判断比率及びその算定の基準となる項目を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認しました。わずかに低下が見られた項目もありましたが、早期健全化基準以下となっております。

資金不足比率については、各会計における資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認しました。資金不足比率は、実質収支が赤字ではありませんので、比率はゼロとなっております。

この健全化判断比率等が公表されることにより、すべての会計が一体となった総合的な財政運営が求められることとなります。これらを踏まえ、長期的展望に立った健全で安定した行財政運営に期待したいと思います。

以上をもって審査報告と致します。

○議長（西村 武） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

**【日程第41、予算決算特別委員会の設置について】**

○議長（西村 武） 日程第41、予算決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第60号から議案第65号までについて及び認定第1号から認定第12号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますけれども、ご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第65号までについて及び認定第1号から認定第12号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

**【日程第42、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】**

○議長（西村 武） 日程第42、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定致しました。

予算決算特別委員会の委員長には、5番鈴木斌次郎議員、副委員長には、13番掘井克見議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。

なお、予算決算特別委員会は9月13日及び25日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算決算特別委員会分科会を設置し、9月13日から19日まで詳細審査することと致しますので、ご報告を致します。

【日程第43、陳情第11号 森林・林業・木材関連施設の推進を求める要請書について及び 日程第44、陳情第12号 市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情】

○議長（西村 武） 日程第43、陳情第11号、森林・林業・木材関連施設の推進を求める要請書について及び日程第44、陳情第12号、市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情を一括議題とします。

陳情第11号及び陳情第12号については、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号及び陳情第12号については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○12番（藤原典男） 発言お願いしたいんですけども。

○議長（西村 武） 動議。

○12番（藤原典男） 動議じゃなくて。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 本来であれば予算決算特別委員会の中で議論するというふうなことだと思っておりますけれども、どうしても市長報告とそれから今回出されました補正予算の数字というか、どうもこう納得がいなくて、それで、これ間違いじゃないかというふうなこと、もしくは後で追加の提案があるんじゃないかというふうなことで、私、後の議論を進める上で大事だなというふうに思いますので、その点ちょっと発言してもいいですか。

○議長（西村 武） ちょっと待て。これは、あなた、その今言ってる動議なので、それは勝手にできませんね。

○12番（藤原典男） 議長、今後の議論を進める上で、私、大事だなと思いますので、ちょっとお話ししたいんですけども。

○議長（西村 武） でも発言は許可できません。

○12番（藤原典男） できませんか。

○議長（西村 武） はい。

○議長（西村 武） 以上で本日の日程はすべて議了しましたので、本日はこれで散会します。

なお、9月10日火曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦勞様でございます。

---

午後 2時48分 散会